

## 単 価 表

## 1. 諸謝金

(単位：円)

用務内容	職 種	対象期間	単 価	摘 要
定形的な用務を依頼する場合	医 師	1日あたり	14,100	医師以上の者または相当者
	技 術 者		7,800	大学(短大を含む)卒業者または専門技術を有する者及び相当者
	研究補助者		6,600	その他
講演、討論等研究遂行のうえで学会権威者を招へいする場合	教 授	1時間あたり	8,100	教授級以上または相当者
	准 教 授		6,300	准教授級以上または相当者
	講 師		4,700	講師級以上または相当者
治験等のための研究協力謝金		1回あたり	1,000程度	治験(採血等)、アンケート記入などの研究協力謝金については、協力内容(拘束時間等)を勘案し、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。なお、謝品として代用することも可(その場合は消耗品費として計上すること)。

2. 会議費……………1人あたり1,000円(食事をはさむ場合は2,000円)を基準とする。
3. 会場借料……………50,000円以下を目安に実費とする。
4. 賃金……………データ集計、転記、整理作業員として単純労働に服する者を臨時内職的に日々雇用するものであり、1時間あたり1,030円とする。

## 国内旅費に係る単価表

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は、時刻表を参考に計算すること

(2) 日当及び宿泊料単価は下記表のとおり

(単位：円)

職 名	日 当	宿 泊 料		国家公務員の場合の該当・号俸
		甲 地	乙 地	
教授または相当者	3,000	14,800	13,300	指定職のみ（原則使用しない）
教授、准教授	2,600	13,100	11,800	医（一） 3級 1号俸以上
				研 5級 1号俸以上
講師、助手、技師 または相当者	2,200	10,900	9,800	医（一） 2級 1級 13号俸以上
				研 4級、 25号俸以上 2級
上記以外の者	1,700	8,700	7,800	医（一） 1級 12号俸以下
				研 2級 24号俸以下 1級

(注) 表中の甲地とは、次の地域をいい、乙地（車中泊を含む）とは、甲地以外の地域をいう。

- a 埼玉県……………さいたま市
- b 千葉県……………千葉市
- c 東京都……………特別区（23区）
- d 神奈川県……………横浜市、川崎市
- e 愛知県……………名古屋市
- f 京都府……………京都市
- g 大阪府……………大阪市、堺市
- h 兵庫県……………神戸市
- i 広島県……………広島市
- j 福岡県……………福岡市